

会議録

開催日時

- ・令和6年3月8日（金） 午後1時30分

開催場所

- ・設楽町役場 議場

出席者

- ・別紙参照

議題

- ・設楽町地域防災計画の修正について
- ・設楽町防災会議運営要綱（案）について

報告事項

- ・令和5年度災害対応状況について
- ・災害に関する協定等の締結状況について
- ・設楽町指定一般避難所の変更について

その他

- ・令和6年能登半島地震TEC—FORCE派遣状況

午後1時24分 開会

【事務局（米倉）】

定刻より少し早いですが、皆さんおそろいになりましたので、始めさせていただきます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から設楽町防災会議を開催させていただきます。

私は、本日司会進行を務めます、設楽町役場総務課消防防災室長の米倉と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

まず初めに、設楽町防災会議会長であります、設楽町長よりごあいさつを申し上げます。

【会長】

本日は、年度末のお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。
設楽町防災会議の会長を務めさせていただいております、町長の土屋でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

この、防災会議でありますけれども、設楽町の防災対策の方針を決定いたします大変重要な会議であります。昨年度からコロナ禍の書面から対面での開催に戻っております。ぜひ忌憚のないご意見をいただけたらと思っております。

まず、最初に今年1月1日に発生した、令和6年能登半島地震であります、総務省消防庁の発表によりますと3月5日現在で241名と大変多くの方が犠牲となっております。哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復興復旧を願うばかりでございます。

また、昨年6月2日から3日の豪雨災害につきましては、西三河南部や東三河を中心に記録的な大雨となりました。詳しい状況は後ほどご説明させていただきますが、当町では、道路や農林水産業施設などで多数の被害が出ており、住宅の被害も発生しました。

近年、全国各地で自然災害により、大きな被害が発生しております。能登半島地震により石川県では多数の孤立集落が発生しましたが、当町のように山間部に位置し、集落が点在する自治体では、孤立集落発生の可能性が高いと思われま。孤立集落が発生しますと行政として支援がどうしても遅れてしまう可能性が高くなります。町としても自主防災会への資機材等の購入費や活動費への補助や広報紙を用いての啓発などを行っておりますが個人や自主防災会での備蓄など自助、共助の重要性も改めて感じております。災害だけではなく日常生活においても備えておくこと、このことが重要であるとの認識を持っております。

本日、ここにお集まりの皆様には、今後とも、ご支援、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【事務局（米倉）】

はい、ありがとうございました。

では、会議に入る前に、事務局の紹介をさせていただきます。

【事務局（原田）】

総務課長の原田と申します。よろしく願いいたします。

【事務局（金田）】

総務課防災担当の金田と申します。よろしくお願ひいたします。

【事務局（米倉）】

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

次第がA4で1枚、出席者名簿がA4で1枚、資料1、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-3、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7以上でございますが、資料の不足等はございませんでしょうか。

不備がありましたら事務局の方までお申し付けください。

なお、本日の会議は会議中の様子を写真で撮影させていただき、会議終了後には会議録を作成させていただきます。また、本会議の会議録及び資料は町のホームページにて公表させていただきますのでご承知いただきたいと思ひます。

本日、皆様の机の上には、マイクが設置されております。会議中、ご発言がある際には、発言の前にトークボタンを押していただき、発言終了後には、また、同じくトークボタンを押していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の次第に従ひまして、会議を進めていきたいと思ひます。

設楽町防災会議条例第3条第2項の規定によりまして、「会長は、町長をもって充てる」とありますので、議事進行を会長の町長にお願ひいたします。

【会長】

それでは、規定によりまして進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議でございますが、委員総数の2分の1以上の出席をいただいておりますので、設楽町防災会議条例第5条第2項の規定によりまして、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第3議事に入ります。

まずは、議題「設楽町地域防災計画の修正について」、「設楽町地域防災計画修正（案）の要旨」、「風水害等災害対策計画新旧対照表（案）」、「地震災害対策計画新旧対照表（案）」、「原子力災害対策計画新旧対照表（案）」を続けて事務局より説明をお願ひします。

【事務局（米倉）】

それでは、計画修正案について、ご説明を申し上げます。以降、着座にてご説明させていただきます。

資料1と資料2-1から2-3、こちらを使って説明させていただきます。

まずは資料1をご覧ください。

市町村地域防災計画は、災害対策基本法第42条により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされております。設楽町地域防災計画は昨年令和5年3月に修正を行っておりますが、本年度も愛知県地域防災計画の修正に合わせた計画の修正を行います。

まず、非常配備体制に関する修正事項といたしまして、総務省消防庁からの通知を踏まえ、町内で林野火災が発生した場合、第1非常配備準備体制を執ることとしました。これにより林野火災が大規模火災となった場合に町災害対策本部の設置に移行しやすくなります。該当箇所としましては資料2-1の9ページ上段、資料2-1の最終ページ24ページの非常配備体制に関する箇所の修正となります。

次に土砂災害防止法に関する修正事項です。土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を町では4施設、設楽町地域防災計画に位置付けておりますが津具中学校が本年度で閉校となることから、これを削除します。該当箇所は資料2-1の4ページ中段となっております。

また、その他の修正事項として町の高齢化率や原子力発電所の稼働状況に関する記載を時点修正しております。高齢化率については資料2-2の1ページの上段、原子力発電所の稼働状況については資料2-3の1ページです。

なお、その他、都市ガスや高速道路などの当町とは直接の関係が薄い箇所についても修正を行っております。

事務局からの説明は以上となります。

【会長】

ただ今、ご説明を申し上げました設楽町地域防災計画の修正につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。

【会長】

よろしいでしょうか。はい、ご意見もないようですので、それでは、お諮りをいたします。

議題の、設楽町地域防災計画の修正につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(委員から 異議なしの声)

【会長】

はい、「異議なし」との言葉がありましたので異議なしと認めまして、本修正案は原案のとおり決定することといたしました。

続きまして、議題「設楽町防災会議運営要綱案について」事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（米倉）】

それでは、要綱案について、ご説明を申し上げます。

資料3で説明させていただきます。資料の1ページ目に概要、2ページ目と3ページ目に要綱案、4ページから6ページに参考として設楽町防災会議条例があります。これを、ご確認いただければと思います。

設楽町防災会議の所掌事務、組織及び運営に関する事項は、条例で定められていますが、条例第6条の規定に基づいた設楽町防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項が明文化されていませんでしたので、今回新たに制定するものです。

主な内容は資料1ページ目の概要に記載のとおりであります。まず、会長代理について、条例第3条第4項に基づき会長の代理を副町長とします。該当箇所は資料の2ページ目、要綱案の第2条です。

次に委員の代理者に関する規定です。条例第5条第2項の規定による出席についてですが、やむを得ない事情により出席できない場合において要綱案第3条で代理出席に関して記載しております。

また、会議の公開については要綱案第6条で、書面開催については、条例第5条第2項の規定にかかわらず、会長が、必要があると認めるときには、会長は委員の招集を行わず、書面にて会議を開催し議決することができることを要綱案第7条に記載しております。

いずれも施行日は令和6年4月1日としております。

事務局からの説明は以上となります。

【会長】

ただ今、ご説明申し上げました設楽町防災会議運営要綱案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いします。

【会長】

よろしいでしょうか。はい、ご意見もないようでございますので、それでは、お諮りをいたします。

議題の、設楽町防災会議運営要綱案につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（ 委員から 異議なしの声 ）

【会長】

はい、ありがとうございます。異議なしと認めまして、本修正案は原案のとおり決定することといたしました。

次に、次第4報告事項に移ります。

報告事項についてですが、事務局からまとめて説明させていただいた後に、ご意見、ご質問等の時間を設けさせていただきます。それでは、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

【事務局（米倉）】

では、次第4報告事項についてご説明いたします。

まず、「資料4 令和5年度災害対応状況について」です。

本年度、町で災害対策本部を設置したのは6月2日から3日の大雨での1回となります。

まず、資料1ページ左側の概要と時間経過をご覧ください。

設楽町では、6月2日金曜日の午前0時頃から雨が降り始め、午前10時53分に大雨警報が発表されたため、同時刻に災害対策本部を設置し、午前11時に町内全域に高齢者等避難を発令しました。その後も雨が降り続け、午前11時30分に洪水警報、午後2時50分に土砂災害警戒情報が発表されました。

町では、気象庁の洪水キキクルにおいて警戒レベル4相当情報が発表されたことと、今後の天候状況を考慮して午前11時40分に、避難指示を町内全域に発令しました。

その後、6月3日土曜日の午前1時33分に洪水警報が洪水注意報へ切り替わり、午前6時に土砂災害警戒情報が解除されました。町では、今後の天気の状態から判断し、午前6時20分に避難情報の解除、全ての地区一時避難場所等の閉鎖、災害対策本部の廃止をいたしました。

避難者ですが、各自主防災会を中心に、全部で13箇所の地区一時避難場所等が開設され、最大で15世帯17名の方の避難がされております。

次に雨量情報です。資料1ページ目の右上のグラフをご覧ください。こちらは愛知県のホームページに公開されております、愛知県新城設楽建設事務所設楽支所にある設楽観測所の雨量データを基に作成したグラフです。2日金曜日の午前0時から3日土曜日の午前7時までの累加雨量は350mmで時間積算雨量が最大となったのは、2日金曜日の午後2時で40mmです。

続いて、被害状況です。

人的被害はありませんでしたが、住家被害として土砂災害により一部損壊の被害が1棟ありました。その他にも、玄関まで水が入り込み床下まで浸水したと

の通報が1件ございました。

一部損壊の被害の様子は2ページ目にあるので、ご確認いただけたらと思います。

町道の被害としましては、損壊が7か所、崩土や倒木による被害が56か所ありました。こちらも、被害の様子が資料の2ページ目にありますので、ご覧いただけたらと思います。

なお、現時点では、町道名倉津具線など被害が大きい箇所以外はほぼ復旧しております。

農林水産被害としましては、まず、田畑や農道、林道といった施設の被害が6,310万円となっております、括弧内に被害数を記載しております。

農業被害といたしましては、水稻の被害ですが、被害額が3万8千円でした。

最後にその他として、豊川の水位が上昇したため清崎地区のグループホーム設楽の家の入居者の方が全員、愛厚ホーム設楽苑へ避難しました。町としても、職員が現地を確認し、避難に必要な車両の確保、救援物資の運搬などの支援を実施しております。

また、今回の大雨を踏まえ、後日、グループホーム設楽の家と愛厚ホーム設楽苑の担当者と打ち合わせを実施し、これまでグループホーム設楽の家の入居者は愛厚ホーム設楽苑へ避難することになっておりましたが、設楽苑の受け入れ可能人数が実際には余り余裕がないことが判明しましたので、現在近くの環境の整った場所を検討している最中です。

避難の様子につきましても資料2ページ目にありますので、ご確認ください。資料4に関しては以上です。

【事務局（米倉）】

続いて、資料5です。「災害に関する協定等の締結状況について」です。

まず、設楽町では令和5年3月16日に協進運輸株式会社様、田口自動車有限会社様、株式会社ツグリク様と、令和5年5月9日にヤマト運輸株式会社浜松主管支店様と、令和5年5月15日に名倉運送株式会社様と災害時における緊急物資輸送等に関する協定書を締結し、備蓄品等の避難所等への配送、物資集積拠点等の運営等及び防災訓練への参加にご協力いただけることになりました。

また、令和5年8月21日に愛知東農業協同組合様と災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定を締結させていただきました。協定の内容としましては、葬祭用品の提供、遺体を安置する施設及び安置に関する作業の役務の提供に関する協力となっております。

有事の際には今回協定を締結させていただいた皆さんの協力をいただきながら対応していきたいと考えています。

【事務局（米倉）】

続いて、「資料6 設楽町指定一般避難所の変更について」です。

まず、変更の背景ですが、町では平成26年度に自主防災会会長に調査を実施し、現在の指定緊急避難場所及び指定一般避難所を指定しております。

しかし、現在指定している指定一般避難所の中に耐震性が不十分で避難所として使用することが困難になる可能性が高い建物が含まれていることや、この避難所32か所へ職員を派遣して避難所運営を支援していくことは職員数が限られているために現実的には困難であり、役場の業務継続性の観点や早期の復旧復興につなげるためにも少数の職員で対応をする必要性があるため、今回の見直しを実施しました。

まず、見直しの方針ですが、町で想定される災害は主に地震と風水害であるため、地震と風水害に対して安全な立地、構造であること、つまり耐震性があることと土砂災害警戒区域外にあることを条件としました。

これまでは32の行政区別に各施設を指定していましたが、耐震性の問題で施設数が確保できないので、田口、清嶺、名倉、津具の4地域別に考えることとし、初動における避難所対応への実効性と早期の復旧復興につなげるために、避難所で対応する職員数と収容人数の関係から12施設を指定することとしました。

続いて3の指定変更に係るスケジュールをご覧ください。

このスケジュールですが、昨年6月28日から地区懇談会にて指定一般避難所の変更について町民の皆さまに対して説明をし、11月22日から1か月間、パブリックコメントを実施しました。そして、本日の防災会議において、ご報告させていただき、令和6年4月1日から指定を変更し町民の皆様へは広報紙やホームページを用いて周知させていただく予定です。

具体的な変更後の指定一般避難所ですが、4の変更後の指定一般避難所をご覧ください。左側が変更前の指定一般避難所の一覧で右側が変更後となっております。現在、指定されております施設の中かから耐震性などの条件にあう施設を引き続き指定することとし、新たに清嶺保育園と今年度で閉校となりますが、田峯小学校を指定します。なお、田口特産物振興センターは今後、感染症への対応のための避難所とする予定です。

なお、面積については施設全体ではなく体育館などの実際に避難する方が滞在する箇所の面積とし、受け入れ可能人数は避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積が1人3㎡であること、町で備蓄しているパーティションが約2m四方であること、隣との間隔を考慮し、1人6㎡として計算しました。想定避難者数は愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書を基

に町全体での避難者数を500人として、行政区ごとの避難者数を各行政区の人口比で計算しております。なお、端数、四捨五入や小数点以下を切り捨てておりますので、想定避難者数の合計が500人になっていませんがご了承ください。

以上、申し上げたとおり、現在32か所、これを12か所に縮小いたしますけれども、避難者1名あたり最低占有面積3㎡のところを6㎡ということで確保させていただいております。また、役場の業務継続性あるいは、早期復旧等の観点により、このような見直しをさせていただくものです。

資料6については、以上です。

【会長】

はい、ただいま事務局より報告がありましたことにつきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。

【加藤（弘）委員】

設楽町議会の加藤です。2点お願いをします。

資料5の災害に関する協定等の締結状況についてですけれど、これは、令和5年に締結した新たな協定だけが載っていると理解したのですが、災害復旧に関わっては土木建設会社等がインフラ復旧に欠かせない、一緒に考えていく民間の会社だと思ふ訳ですが、当然、このところはもう協定がしっかり組んであると読んだんですが、その辺の状況を教えてください。

もう一つ、資料6で避難所の変更が新たにこれでおこるわけですが、パブリックコメントの内容について、かいつまんで教えていただけたらと思います。

【事務局（金田）】

協定に関してですが、資料5は令和5年に締結したもののみを記載させていただいております。土木業者さんに関しましては、町内の全業者さんと令和3年度において、災害時の応急復旧に関する協定を締結させていただいております。

避難所に関するパブリックコメントの内容ということで、1か月間、町の広報紙とホームページの方で実施の告知させていただきましたが、意見の提出は0だったということでもあります。

以上です。

【会長】

よろしいですか。他には、どうですか。

【会長】

よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。次に次第5その他に移ります。

まず、「資料7 令和6年能登半島地震T E C—F O R C E派遣状況」について田中委員からご報告があります。よろしくお願ひいたします。

【田中（康）委員】

国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所の田中です。資料7について説明させていただきます。着座にて失礼します。

まず、資料についてお時間いただきましてありがとうございます。冒頭、土屋町長からもお話ありましたように、年明けの1月1日に令和6年能登半島地震が石川県で発生いたしまして、震度7珠洲市、それから震度6弱、震度5、その後も余震で震度5強、弱と非常に規模の大きな地震が相次いだというところがございます。

そのような中で、特にインフラ施設に大きな被害を受けておりました、国土交通省としましては、全国の地方整備局から、この北陸及び石川県の方にT E C—F O R C E緊急災害対策派遣隊というものを派遣しておりました、自治体の支援等を行っているところでございます。その状況について中部地方整備局から石川県の方へ派遣した部分についてご紹介させていただければと思います。

資料めくっていただきまして、1ページ目、資料番号ついていなくて恐縮ですが、最初のページが概要になります。資料を提出させていただいたのが2月20日ということで、その時点での情報になっておりますけれども、年明けの1月1日から派遣を行っております20日時点では、27名を派遣して現地で活動を行っていたところです。

現在、3月8日時点でありまして、延べ人数2163人派遣しているところです。

派遣当初から現地の被災状況の調査だったり自治体の支援を行っているのですが、2月時点ではこの左側にあるように給水支援、応急対策班ということで、現地で断水被害がまだ続いておりますが、その地域への給水支援だったり、上下水道支援班ということで、こちらについては、来年度から水道行政が厚生労働省から国土交通省に移るということもありまして、日本水道協会さんと連携する形で上水道も下水道と一緒に現地で支援をさせていただいているというところでもあります。

また、右側、先遣班については被災当初から現地に入りまして情報共有、情報収集というのを北陸地方整備局で行っているというものであります。

また、道路関係、道路班ということで現地の国道、県道、市道含めて大きな被

災となりましたので、被災状況調査も行っております。

そして、右下の方、高度技術指導班とありますけれども、こちらについては、港湾関係です。七尾港だとか輪島港というところで、非常に大きな被災がありましたので、これの復旧関係の調査の支援というものを行っております。

また、こういう大きな被災の場合には復旧関係が出てくるということでありまして、被害が大きな部分、港湾、空港ですね。七尾港だとか能登空港そういったところで権限の代行ということで国土交通省の方で復旧をするということも行っております。

また、地滑り関係も国土交通省の方で直接、権限代行という形で復旧事業をこれから行っていくというところであります。

2ページ目からは活動状況の写真をいくつか掲載してありますので、ご覧いただけたらと思います。めくっていただきまして、右上に1月6日第4報と書いてある資料をご覧ください。2分の1の方の資料になりますけれども、左上の方、応急対策班、給水支援ということで氷見市内での活動状況です。また、右側は砂防班による現地調査ということで、輪島市内での土砂崩れの状況を調査しているところです。

2分の2の下の方のページです。道路班の調査ということで道路の崩落の状況であるとか、斜面の崩落です。こういったところの調査も行っております。

1ページめくっていただきまして1月22日の第19報をご覧ください。こちら道路関係、それから砂防関係での調査ということで珠洲市、輪島市こういったところで被災状況調査を行っております。

次のページは1月29日の第22報の状況でございますけれども、砂防の調査、それから水道の支援、砂防関係ですね被災状況調査を行っております。

最後のページになりますが、31日第24報でございますが、砂防班の被災状況調査の資料を載せております。

非常に大きな災害の場合には、国土交通省としましては全国から色々なサポートを得ながら地域の復旧復興に努めてまいりたいと考えております。こちらご参考までに共有させていただきました。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。

【会長】

よろしいでしょうか。

それでは、この際でありますので、委員の皆様から次第にある内容以外のこと

でも構いませんので、何かご意見、ご質問等がございましたら、挙手を願います。

【大野委員】

愛知県東三河総局新城設楽振興事務所長の**大野**です。

本日は防災にかかわる方々がお集まりでございますので、県が来年度に実施を予定しております防災関係の取り組みに関して2つほどご紹介させていただきます。

1点目は南海トラフ地震に係る被害想定の見直しでございます。国が2012年8月に南海トラフ地震に係る被災想定を公表したことを受けまして、県におきましても国の被害想定手法を基に県の地域特性を考慮した東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を2014年5月に公表しております。そうした中、国におきましては被害想定公表から10年が経過するということで、2022年度から見直しに着手し2024年に公表を予定されております。

そこで、本県におきましても、南海トラフ地震に係る被害予測を2024年度から2025年度の2か年で見直すことを予定しております。地域特性を踏まえた、市町村ごとの詳細な想定結果を示すことによりまして、県内市町村の地震対策にも広く活用していただけるものと考えております。

次に2点目ですが、第3次あいち地震対策アクションプランの次期計画の策定についてでございます。県では2014年12月に愛知地震防災推進条例に基づく行動計画として、また、愛知県地域強靱化計画の地震対策に係る個別具体的施策として第3次あいち地震対策アクションプランを策定しております。来年度、このあいち地震対策アクションプランの次期計画を策定することとしておりまして、次期計画におきましては、地震対策に加えまして、台風、局地的な豪雨などが、いってみれば風水害が頻発していることから、風水害対策も対象といたしました、仮称ではございますが（仮称）あいち強靱化アクションプランとして策定することを予定させていただいております。

それから、最後に、先ほど設楽ダム工事事務所の所長さんから1月1日の能登半島地震についてお話がありましたし、また、その前には設楽町さんの方から昨年6月2日の大雨について、お話がありました。こうした災害に接しまして、災害への備えの重要性を改めて認識したところでございます。今一度、それぞれの皆様方が必要な備えをよく認識していただきまして、万全な対応を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。何か今のことについてご質問があれば。

【会長】

よろしいでしょうか。

その他にどなたかご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

【会長】

よろしいでしょうかね。

ありがとうございました。皆様のご協力に感謝いたします。

これで、会議のとり回しを事務局にお返しします。

【事務局（米倉）】

円滑な議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度設楽町防災会議を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

午後2時03分 閉会

令和5年度 設楽町防災会議 出席者

	機関名	職名	氏名	備考
1	設楽町	町長	土屋 浩	
2	愛知県東三河総局新城設楽振興事務所	所長	大野 知浩	
3	愛知県新城設楽農林水産事務所	所長	村山 義仁	
4	愛知県新城設楽建設事務所設楽支所	支所長	加藤 直一	
5	愛知県新城保健所	所長	成田 智晴	
6	愛知県設楽警察署	警備課主任	杉森 良太郎	代理
7	設楽町教育委員会	教育長	大須賀 宏明	
8	設楽町消防団	団長	熊谷 英紀	
9	新城市消防本部	消防長	田中 広治	
10	設楽町	副町長	久保田 美智雄	
11	設楽町区長連絡協議会	会長	平松 博久	
12	中部電力パワーグリッド株式会社新城営業所	所長	森田 功治	
13	西日本電信電話株式会社東海支店	設備部災害対策室担当課長	小野川 知秀	代理
14	一般社団法人北設楽郡医師会	北設楽郡医師会長	伊藤 幸義	
15	陸上自衛隊豊川駐屯地第10特科連隊第1大隊			欠席
16	国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所	所長	田中 康寛	
17	設楽町商工会			欠席
18	設楽町議会	議長	加藤 弘文	
19	設楽郵便局			欠席
20	設楽町社会福祉協議会	会長	村岡 周作	
21	設楽町小中学校長会	会長	後藤 克史	

事務局（総務課）

職名	氏名
課長	原田 誠
消防防災室長	米倉 和彦
主事	金田 竜弥